

## <資料>

# 初代フランス特命全権公使ギュスター・ デュシェーヌ・ド・ベルクールについて（2，完）

西 堀 昭

### 目次

1. 序
2. 出生
3. 来日前
4. 来日
5. 日仏修好通商条約批准書交換  
——以上XⅢ卷4号——
6. 日本での活動
7. 帰国後
8. 死去
9. 後記  
——以上本号——

### 6. 日本での活動

日本到着後、デュシェーヌ・ド・ベルクールは、先に結んだ日仏修好通商条約の解釈について若干訂正したい箇所があると1859年10月8日（万延元年8月24日）に酒井隱岐守へ申し出た（1）。

「サカヒオキノカミサマ

フランスノ コンシス（コンシユル=Consul）セネラール サカイオキノカミ（酒井隱岐守）サマ エハイエツ シタルセツ フランスジョウヤクノ スコシ チガイタル コトニ ツイテ シヨウコガキノシタガキ シタタメタルニヨツテ ゴランニイマスルハイゲキンゲン

フランスト ニツポント 一千八百五十八年十月九日トリキメシヲ 一千八百五十九年九月十二日トリカハセタル ジョウヤクノ ダイショウカジョウヲ トキノブルコトノ シヨウコガキ

エドニオイテ 一千八百五十九年九月二十三日 ト

リカワシタル フランス ジョウヤクニ オランダブント ワブント カタカナトニ コ、ロツカズシテダイ シチカジョウニ マチガイ アリタル ユエニジョウヤクヲ ミアラタメタル ゼンケンガタワ コノカジヨウヲ トリナヲス タメ タカイニ（互いに）ソータンシ（相談し）キメタルコトニハ ミギダイシチカジョウハ チヨウド シヨウヤクノ ダイ二十二カジヨウニ イフタトヲリニ イキリスト ヲロシヤトノ ヲランダブンノ オナシカジョウニ マカセテ トキノヘルベシト キメタリ コレハ ミキノ カジヨウニ ノセタル ブギヨウショト アルハフランス コンシユルト スペシ ソノシヨウコガキニハ リヨウゴクノ ゼンケン ニツポンニテハサカイオキノカミサマ フランスニテハ ドセンテベレクルサマ マタ ニツポン ゴロウジウサマモ ナヲノセタルニ チヨウト イマ アラタメル カキツケ ハ ホンジョウヤクニ モトヨリ ノセタルガゴトク スペシ」

幕府はこの申出に対して城内の火災のため証書を焼失したことを1859年10月8日（安政6年9月13日）に通訳のジラールに連絡した（2）。

「以書翰申入候條約書第七条第十九条文意徹底セサル所あるにより其證書為取替右へ添書付も取直候處此度之炎上にて焼失せし故猶其コンシユルセネラール調印を請受度に付右書類写し被差越様いたし度候謹言

溝口讚岐守 花押  
新見豊前守 花押  
村垣淡路守 花押  
堀 織部正 花押」

この件は1859年10月17日（安政6年9月22日）に無事解決した（3）。

ただし、これは訂正文の確認だけで正式の文書交換はさらに若干遅れた。

「仏蘭西国と日本国との条約書第七条第十九条とも蘭文片仮名文文意徹底せざる所ありによつて右七条之方は英吉利条約第六条 右十九条の方は英吉利条約二十三条と其意旨同様心得へし其證として千八百五十九年十月十七日即ち日本安政六年未九月廿二日江戸に於て此書へ両国全権之名を記し印を調し外国事務老中奥書して本条約と均敷両国互に遵守すべきもの也

酒井隱岐守 花押  
ドーセン デ ベレクル 印」

第7条はイギリスとの条約の第6条、第19条の方はイギリスとの間で結ばれた条約の第23条と同様に解釈すると言うものであった（4）。

因みに第7条と第19条を示すことにする。

#### 第7条（5）

「仏蘭西人日本人に対し若し訴訟の事あらは仏蘭西コンシユルヘ其事を告げコンシユル事の次第を吟味し実意に取計ふへし又日本人仏蘭西人に対し訴訟あらは奉行所へ其事を告げ奉行所にて事の次第を吟味し実意に取計ふへし若仏蘭西コンシユル取計ひ兼る節は日本高官の助を借り相談の上取計ふへし」

「Tout sujet français qui aurait à se plaindre d'un Japonais, devra se rendre au Consulat de France et y exposer sa réclamation.

Le Consul examinera ce qu'elle aura de fond et cherchera à arranger l'affaire à l'amiable. De même, si un Japonais avait à se plaindre d'un sujet français, le Consul de France l'écouterait avec intérêt, et cherchera à arranger l'affaire à l'amiable.

Si des difficultés surviennent qui ne puissent pas être applanies ainsi par le Consul, ce dernier aura recours à l'assistance des Autorités japonaises compétentes, afin que, de concert avec elles, il puisse examiner sérieusement l'affaire et lui donner une solution équitable.」（6）。

#### 第19条（7）

以後何事にても外国人へ免許したる事は仏蘭西政府又

は仏蘭西人へも同様に免許あるへし

「Il est expressément stipulé que le Gouvernement français et ses sujets jouiront, librement, à dater du jour où le présent Traité sera mis en vigueur, de tous les priviléges, immunités et avantages qui ont été ou qui seraient garantis à l'avenir par Sa Majesté l'Empereur du Japon au Gouvernement ou aux sujets de toute autre nation」（8）。

済海寺での正式調印に関する酒井隱岐守、松平石見守とデュシェーヌ・ド・ベルクールの会談は次の様なものであった（9）。

「一 先達而為取替候證書炎上にて焼失に付今般新たに認候間双方於席上調印致し度候  
 一 何分今日調印之儀者難出来右件々前以被仰聞候得者其用意仕置可申所差掛且仏蘭西横文も相添候儀に付今日調印ハ難仕候  
 一 左候ハハ仏語出來之節罷越可申と存候且昨年中為取替證書にハ事務宰相間部下總守等花押等記有之候得とも同人事は既に病氣にて退職いたし候に付今般ハ名前而已ニ而花押ハ無之脇坂中務大輔而已にて有之候  
 一 承知仕候  
 一右の證書ハ前以其廉被仰下候得ハ今日調印仕候處差掛に付可相成ハ延日仕度自侃之段不悪思召被下候  
 一 其辺之掛念にハ及不申しきれハ明後日罷越可申と存候  
 一明後日御光來被下候ハハ於私に都合宜敷何頃に御出張相成候哉  
 一 三時より四時迄之内に可相越候  
 一 承知仕候」

日本到着後的一段落した安政6年9月1日（1859年9月26日）にデュシェーヌ・ド・ベルクール仏公使は將軍に謁見を申し出た（10）が、それが実現したのはかなり遅れ翌万延元年7月21日（1860年9月6日）であった（11），勿論、この謁見は信任状の奉呈のためであった。

又、彼は神奈川在住のルーレイロ（12）を領事代理に任命し、総領事館の事務体制の整備にも着手した。

デュシェーヌ・ド・ベルクールの日本勤務中に生麦

事件、横浜鎮港問題、下関の仏艦攻撃などフランス人に対する殺傷・傷害事件など日本の開国直後の特徴的事件が起こった。したがって総領事の仕事も幕府への抗議つまり紛争処理が比較的多かった。後任のロッシュュのような幕府と共同事業を計画するところまでいくにはまだ多くの時間が必要であった。

以下、在任中に起こった事件とそれに対する仏公使の抗議等を年代順列挙すると次のようになる(13)。

- 安政6年10月11日 横浜領事館員ルーレイロ(Loureiro)の使用人(中国人)横浜で切られる(1859, 11, 5) (3-226)
- 11月18日 仏総領事館員の武士による脅迫事件への抗議(1859, 12, 11) (3-237)
- 11月23日 仏総領事館雇中国人殺害および総領事館員への脅迫事件の談判(1859, 12, 16) (3-238, 239)
- 万延元年1月21日 付添い警護武士の怯懦を抗議(1860, 2, 12) (3-338)
- 9月17日 仏国公使館旗番ナタール(Natal), 日本人に傷つけられる(1860, 10, 30) (3-347)
- 9月18日 ナタールの加害者の逮捕・処罰を要求(1860, 10, 31) (3-348)
- 12月16日 外国人生命保護の不備を非難, 反省を要求(1861, 1, 26) (3-380)
- 文久元年1月4日 外国人保護の保証を要求(1861, 2, 13) (3-387)
- 1月9日 ナタール殺害犯人逮捕を促す(1861, 2, 18) (3-458)
- 2月11日 英国公使オルコック(Rutherford Alcock)と協議し神奈川における外国人取締り及び逮捕規則案を幕府に提示(3-461)
- 6月14日 幕府, 修正意見を付し回答(1861, 7, 21) (3-461)
- 8月10日 ナタールへの賠償金再度要求(1861, 9, 14) (3-487)
- 11月26日 ナタール事件, ルーレイロ使用

- 人事件で再度賠償金を要求(1861, 12, 27) (3-524)
- 12月19日 上記の件の督促(1862, 1, 18) (3-524)
- 12月21日 中国人へは遺族扶助料100両を給付との回答(1862, 1, 20) (3-524)
- 12月26日 幕府の回答を拒否(1862, 1, 25) (3-524)
- 同2年 6月1日 東禪寺事件(英仏公使館)で警告(1862, 6, 27) (4-84)
- 8月21日 生麦事件起きる(1862, 9, 14) (4-131)
- 8月26日 生麦事件で英國公使とともに幕府と協議(1862, 9, 19) (4-136)
- 12月16日 生麦事件に関して幕府の措置を促す(1863, 2, 4) (4-268-9)
- 同3年 4月2日 英国代理公使ニール(Neale)と共に大將軍の帰府延期による生麦事件賠償問題の回答の遅れを督促(1863, 5, 19) (4-381-2)
- 5月23日 仏艦キアンシャン「Kien-Chiang」下関海峡で萩藩に攻撃される(1863, 7, 8) (4-440)
- 6月10日 英米蘭と共に萩藩の外國艦船砲撃に対し瀬戸内海自由通行の確保と萩藩への懲罰を決議(1863, 7, 25) (4-461)
- 9月2日 横浜で井土ヶ谷事件起こる。アンリ・カミュ(Henri Camus), 浪士に殺害される(1863, 10, 14) (4-577)
- 10月1日 カミュ殺害犯人処罰の遅れを非難, 捜査状況の報告を幕府に求む(1863, 11, 17) (4-602)
- 10月27日 カミュ事件に関する井土ヶ谷警護担当神戸藩士の報告書を要求(1863, 12, 7) (4-642)
- 12月30日 幕府, デュシェーヌ・ド・ベルクールに犯人未検挙の為さらに努力する旨を通知(1864, 2, 7)

(5-72)

デュシェーヌ・ド・ベルクールの幕府に対する姿勢は先輩格のイギリス公使オルコック (Alcock, 1809-1897) のそれに近いもので、オルコックと共同歩調をとる例が見られた。その例を『維新史料綱要』から抜き出してみる (14)。しかし、英・仏の共同歩調はそれほど多いとは思われない。

万延元年12月16日 オルコック、デュシェーヌ・ド・ベルクール等幕府に外国人保護の不十分を非難 (1861, 1, 26) (3-380-1)

文久元年1月4日 オルコック、デュシェーヌ・ド・ベルクール、外国人保護の保証を再度要求。大阪兵庫視察の完全な警護を要請 (1861, 2, 13) (3-387)

同年 1月21日 オルコック、デュシェーヌ・ド・ベルクール、横浜より江戸へ帰任 (1861, 3, 2) (3-391)

同年 6月14日 オルコック、デュシェーヌ・ド・ベルクールが協議し神奈川における外国人取締りおよび逮捕規則を幕府に提出 (2月11日)，この日幕府が修正案を付け回答 (1861, 7, 21) (3-511)

また、地味ではあるがデュシェーヌ・ド・ベルクールは経済問題でも少なからぬ努力をした。以下実例を示す (15)。ここでは関税の引下げが重要事項であった。この種の問題は、その後も終わることがなかった。

安政6年11月12日 幕府へ銀貨交換の遅れを非難、速やかなる解決を求む (1859, 12, 5) (3-235)

万延元年3月8日 牛100頭の購入を幕府拒否 (1860, 3, 29) (3-296)

6月27日 酒類の関税引下げを求めたが、幕府拒否 (1860, 8, 13) (3-326)

文久2年7月27日 開港延期の同意と引換えに酒類輸入税の引下げを求める

(1862, 8, 22) (4-117)

同 3年8月1日 輸入酒類の協定税率の厳守を求む。幕府が近く協議し細則を定める旨回答 (1863, 9, 13) (4-518)

同 3年12月18日 幕府と輸入税率の軽減を協議 (1864, 1, 26) (5-57)

デュシェーヌ・ド・ベルクールの時代はまだ経済関係は始まったばかりであり、この種の問題が多く扱われるのはロッシュの時代からである。

政治・外交問題には当時次の様なものがあった (16)。特に横浜鎖港問題は度々交渉が行われている。ここでのフランス外交の独自性・積極性はとくに注目に値する。

安政6年10月24日 幕府から新潟港開港延期の通告を受ける (1859, 11, 18) (3-229)

万延元年3月11日 デュシェーヌ・ド・ベルクールの提案した横浜居留地の5ヶ国均等案を幕府が英国・米国に説明 (1860, 4, 1) (3-297)

同年 8月26日 老中安藤信睦 (ノブユキ) を訪問し、開港開市延期、各國公使館建設敷地について協議。ドイツとの条約締結を勧める (1860, 10, 10) (3-340)

同年 12月16日 外国人人身辯護の不十分を非難、幕府に反省を求める (1861, 1, 26) (3-380)

文久元年1月4日 外国人保護の保証を求める (1861, 2, 13) (3-387)

同年 10月17日 遣欧使節送迎について英國との協議を幕府へ通知 (1861, 10, 19) (3-511)

同 2年8月2日 老中水野忠精 (タダキヨ)、同板倉勝静 (カツキヨ) と会見、国際間の友好を重視すべきを論じ、外国人保護規則の確立を求む (1862, 8, 26) (4-140)

同 3年5月10日 英・米・仏・蘭公使、三港閉鎖を非難、在留民の退去を強行す

- れば自衛行動に出る旨通告  
(1863, 6, 25) (4-425)
- 同 3年9月16日 デュシェーヌ・ド・ベルクール、  
横浜鎖港に関する話し合いを拒否  
(1863, 10, 28) (4-590)
- 同 3年10月8日 外国奉行池田長發 (ナガオキ)  
他横浜で横浜鎖港問題の交渉求めるもデュシェーヌ・ド・ベルクール拒否 (1863, 11, 18)  
(4-615). 代わりに通訳のブレッキマン (Bleckman) が会う.
- 同 3年12月5日 デュシェーヌ・ド・ベルクール、  
横浜鎖港交渉使節に通訳ブレッキマンの同行を認める (1864, 1, 13) (5-39)
- 元治元年3月20日 デュシェーヌ・ド・ベルクール、  
私信を幕府に送り自由平和外交は日本の威信を損なうものでなく日本の利益である事を進言 (1864, 4, 25) (5-179)
- 同年 4月16日 ロッシュ新公使に日本の国情を説明し、鎖港不可避の理由を述べる (1864, 5, 21) (5-226)
- 同年 4月21日 帰国後も鎖港に関する協力を依頼される (1864, 5, 26) (5-226)

以上の内容をみて分かるように、デュシェーヌ・ド・ベルクールの対日政策はそれほど強硬ではなく、むしろ友好的であったと言える。したがって、デュシェーヌ・ド・ベルクールの幕府への印象は極めて良く、元治元年3月3日に老中牧野忠恭（備前守・長岡藩主）、同井上正直（河内守・浜松藩主）、同板倉勝静（周防守・備中松山藩主）が連署してフランス政府へデュシェーヌ・ド・ベルクールの留任を嘆願した（17）。横浜鎖港問題に対してのデュシェーヌ・ド・ベルクールの一定の理解が幕府側の信頼を高めたに違ひなかろう。

「仏蘭西 エキセルレンシー 外国事務大臣 江以書翰申入候貴国公使エキセルレンシー、トセンデヘレクル義近々交代せらるる由此程承知せり同人義条約施行之始めより我国在留之公使として差遣され前後六

年之久しきに及び我国之事情に慣熟致し我政府へ対し曾て隔意無し既に開港依頼之習俗変革難致より国内之人心折合方宜しからず外国交際於てさまざま不都合を生せし處同人力を尽して其間に周旋和親今日に至りしハ同人之力不少尤公使代りのものハ貴国政府縁選にて被差越事故新古之別も有之間敷候へども歳久しく滞留ありて風俗人心等熟知せしエキセルレンシー、トセンデヘレクル○在役あらんには双方の都合別して可宜と存候間猶両三年同人の当官に重任せられ我国に滞留あらん事を差許より可然其国帝殿下へ願申立我等所望候如く相成候要頼入候 拝具謹言 元治元年甲子三月三日」

このような留任運動の例は比較的珍しい。他にフランス外交官では大正時代に来日した文人大使ポール・クローデルの例がある（18）。

フランス独自の政策が強く打ち出されるのは次のロッシュの時代である。外交は本国政府の方針で決定されるのが本来の姿ではあるが、それを越えたのもロッシュで、結局彼は本国の外務大臣と衝突し帰国せざるをえなかった。国と国との交渉ではあってもそれを行うのは個人と言うことなので、そこに外交の難しい問題が潜んでいる。外交に占める外交官の個人的活躍の割合は通信伝達に非常に多くの時間がかかった幕末期ではことのほか大きい。

デュシェーヌ・ド・ベルクール公使の帰国が近くなった文久4年1月21日（1864年2月28日）に老中牧野忠恭、同井上正直が連名で帰国後も横浜鎖港問題で日本のために協力を依頼している（19）。

こういう例を見ると、デュシェーヌ・ド・ベルクールを幕府側がいかに信頼していたかを知る材料になる。さらに言えば、それはデュシェーヌ・ド・ベルクールが後任の公使ロッシュの仕事を極めてやりやすくしたと言うことに繋がり、デュシェーヌ・ド・ベルクールあってのロッシュとなる。ロッシュの評価はデュシェーヌ・ド・ベルクールまで含めたものとなるのもそのためである。

5年間の日本滞在を終え、デュシェーヌ・ド・ベルクールは、1864年5月27日（土）（元治元年4月22日）にヌポール号（Nepaul）で使用人とともに日本を後にした（20）。

## 7. 帰国後

デュシェーヌ・ド・ベルクールはアジアではインドネシア、中国、日本に滞在した。その意味で彼はフランスの外交官の中でも最もアジアに精通している一人と言つてよい。

インドネシアのバタヴィア滞在中に在バタヴィアのフランス人の一部からデュシェーヌ・ド・ベルクール排斥運動のニュースが当地の新聞に掲載された。これに対しバタヴィア在住のロッテルダム銀行頭取など多数からデュシェーヌ・ド・ベルクール総領事に対する支持の書簡が送られた(21)。

こういう事件が日本でも起こり、在日フランス人の一部が当時の大使であったポール・クローデル追放に立ち上がったことがある(22)。ちなみに、この時は、原因是奥さんのスキャンダルとクローデルが日本での文芸活動に力を入れ過ぎ本来の任務をおろそかにしたと言うことであった。いずれの場合でも現地の多くの人々の支持は強く在留フランス人の反対と全く逆の反応を示した。

アジア勤務を終えた後、デュシェーヌ・ド・ベルクールは、1863年末にフランスに近いチュニジア(チュニス)のフランス公使館の総領事兼代理公使に任命された。しかし、彼のチュニス着任はかなり遅れ1864年末となった。結局、彼は1864年末から1869年までの約5年間北アフリカの生活を経験する。

この極東の地から北アフリカのチュニジアのコースは、第2代フランス公使ロッシュのそれと逆である。

また、中国から日本へ赴任した例に横須賀製鉄所長のフランソア・レオンス・ヴェルニー(François Léonce Verny)がいるが、外交官、技術者、教師、宣教師などを政府が各地に派遣するとき、その近くに滞在していた者が選ばれるのが自然である。

極東に精通しているフランス人がそれほど多くない時代ではあったが、日本に来たフランス人の多くは人物も立派な人が殆どであった。それはフランスがそれだけ良い人材に恵まれていたからであろう。また、フランスが極東進出に積極的であったこともその理由の一つに数えられる。フランスの日本進出がアメリカ、イギリスに比べてやや遅れたのも、対日政策に力が入る原因の一つになった。

そのほか、デュシェーヌ・ド・ベルクールは、アルゼンチンにも赴任するなど、まさに地球をところせましとばかり駆け巡った。

アルゼンチンのキト赴任受諾に関してデュシェー

ヌ・ド・ベルクールから本国の外務大臣ド・カーズ宛に次のような書簡が出された(23)。

「今月の17日付貴書簡においてキト勤務のご連絡を受けましたことをここにご報告いたします。

私の業績の一つに加えられるポストをお与え下さり、閣下が私に示されたご厚意に厚くお礼申しあげます。私に依頼された新しいポスト、またお受けしたいと思っている新しいポストにおいて私の情熱によりご厚意の期待に応えるべく努力いたしますので御安心くださるようお願い申しあげます。」

デュシェーヌ・ド・ベルクールが約40年という長い外交官生活を引退したのは1880年4月29日であった(24)。

デュシェーヌ・ド・ベルクールのこのような業績に対しフランス政府は1850年10月9日(嘉永3年9月4日)にレジョン・ドヌールのシュヴァリエ、1858年9月18日(安政5年8月12日)にレジョン・ドヌールのオフィシエ、1865年7月25日(慶應元年6月3日、4日説あり)に同コマンドゥール勲章を授与した。

また、彼はチュニジア、シャム、カンボジアといった外国政府からもいくつかの勲章を受賞した。残念ながら日本政府からの叙勲等はないが、それは勿論まだ日本にそういう制度がなかったからで、後任のロッシュの場合も叙勲はなかった。

## 8. 死去

輝かしい外交生活を終えたデュシェーヌ・ド・ベルクールは1881年(明治14)7月23日にパリ17区のブリデール(Rue Bridaine)街2番地で死去した(25)。享年64歳であった。

死亡証書には次のように書かれている(26)。

「L'an mil huit cent quatre-vingt-un le vingt-six Juillet à neuf heures et demie du matin. Acte de décès de Gustave Du Chesne de Bellecourt, âgé de soixante-quatre ans, ancien ministre plénipotentiaire, commandeur de la Légion d'honneur, né à Paris, décédé en son domicile rue Bridaine No 2, le vingt-trois Juillet courant à neuf heures et demie du soir, fils de Pierre Rémy Du Chesne de Bellecourt et de Quérus, (prénoms ignorés) son épouse décédée. Célibataire. Dressé par nous Antoine Léon Fontoynont, Adjoint au Mairie, officier de l'Etat-Civil au dix-septième ar-

rondissement de Paris, sur la déclaration de Pierre Lebrasseur, âgé de quarante-un ans, employé, demeurant à Paris, rue des Dames 51 et de Louis Chapon, âgé de cinquante-trois ans, employé, demeurant à Paris, avenue de Wagram No 26 qui ont signé avec nous après lecture.]

彼の死に際し、遺族は次の様な会葬状を関係者に送った (27).

「1881年7月23日にブリデース街2番地の自宅において64歳で死去され、教会において秘跡を受けられたギュスターヴ・デュシェーヌ・ド・ベルクール（元特命全権公使、コマンドール・ド・ラ・レジオン・ドヌール受賞、サン・グレゴアール・ルグラン勲章受賞、etc. チュニジア・シャム・カンボジアのグラン・トフィシエ勲章受賞）の葬儀・ミサ・埋葬にご参列くださりますようここにお願い申しあげます。

なお式は今月の26日火曜日正午にサント・マリ・デ・バティニヨル（Sainte Marie Batignolles）教会でとりおこなわれます。（自宅にお集まり願います。）

ポール・デュシェーヌ・ド・ベルクール（大使館一等書記官、弟）

なお、埋葬はペール・ラシェーズ墓地（28）にて行われます。」

## 9. 後記

本稿は、幕末期のフランス外交の実行者である外交官ギュスターヴ・デュシェーヌ・ド・ベルクールを資料によって忠実に明らかにしたものである。本稿作成に当たり御世話になったフランス外務省の文書館、東京大学史料編纂所、日本外務省外交史料館、パリ9, 17区区役所、ペール・ラシェーズ墓地管理事務所、セーヌ県文書資料館、横浜開港資料館に対し心よりお礼を申し上げる。本稿がきっかけとなり、幕末・明治期のフランス外交研究が益々盛んになることを期待する。

幕末期に活躍した第2代公使ロッシュの活躍も前任者のデュシェーヌ・ド・ベルクールの下準備があったからであり、デュシェーヌ・ド・ベルクールの理解なしにロッシュの理解も完全なものとはなりえない。

幕末期の外交官の個人的記録類は日本の外務省の史料館には殆ど見当たらないが、明治以降の外交官の記

録は外務省に保存されている。

ただ残念なのは幕末から明治初年にかけてのフランスの外交官の子孫がまだ一人も発見できることである。もし彼らの存在が判明すればこの種の研究・調査に大きな発展が約束される。子孫の持つ情報はわれわれの研究に大きな利益をもたらすに違いない。ロッシュやデュシェーヌ・ド・ベルクールにしても日仏修好通商条約締結の為に来日したグロや第3代フランス公使ウートレイにしても墓地管理事務所の話では子孫や縁者はいないとのことである。

今見てきたことからも分かるように、正式な姓名の確認・生没年などこれまでの研究を一応全て見直すことから始めなければならないところに問題の一つがある。姓名・生没年の確認から始めるのはそれが個人の出発点であることから当然のことである。

今回の調査ではフランス外務省文書館の歴史部門部長のモニク・コンスタン（Monique Constant）夫人、ペール・ラシェーズ墓地管理事務所のレジス・ブロー（Régis Braux）氏に大変お世話になったので、ここに厚く感謝申し上げる。また史料編纂所の加藤栄一教授にはフランス外務省資料「Correspondance politique」関係で大変御世話になったので末筆ながらここにお礼を申し上げる。

難解な字句の読み方に関しては佐藤良雄先生、川崎宏先生より御教示をいただいた。ここに厚くお礼申し上げる。また、本稿を通して新旧暦表示に関しては『日本暦西暦月日対照表』（野島寿三郎編、日外アソシエーツ刊）を参照させていただいた。

## 「注」

- 1 『幕末維新史料集成』第4卷. p. 551.
- 2 前掲『幕末維新史料集成』第4卷. p. 551 「炎上ニテ證書焼失に付通弁官ジラールへの書翰」.
- 3 前注に同じ。ジラールはパリ外国宣教会神父。
- 4 前掲『幕末維新史料集成』第4卷. p. 551 『仏蘭西為取替之證書写』.
- 5 前注に同じ。
- 6 『締盟各国条約彙編纂』第2. pp. 296-8 (横浜開港資料館所蔵).
- 7 注4に同じ。
- 8 前掲『締盟各国条約彙編纂』第2. p. 302.
- 9 前掲『幕末維新史料集成』第4卷. p. 554. 「済海寺ニ於テ酒井隱岐守松平岩見守仏国ドセントベレケルト対話筆記ノ内」.
- 10 『維新史綱要』(p. 218) 「仏国総領事「ドゥ・ベルクール」de Bellecourt 幕府ニ謀シ、同國皇帝陛下

- ノ意ヲ伝達センガ為、大將軍ニ謁センコトヲ求む」。
- 11 前掲『維新史綱要』(p. 331)。「仏国代理公使「ドウ・ベルクール」登場し、大將軍徳川家茂ニ謁ス」。
- 12 前掲『維新史綱要』(p. 218)「ドウ・ベルクール」神奈川在留ノ「ルーレイロ」Loureiro=領事代理ヲ命ジタル旨ヲ幕府ニ報ズ。名前はホセ (José) で神奈川のフランス領事館員=Agent consulaire (『Almanach Impérial』) の「Annuaire diplomatique」p. 35=フランス海軍歴史資料館所蔵資料による。
- 13 前掲『幕末維新史料集成』第3巻。第4巻使用。( ) 内数字は巻数と頁数。
- 14 前注に同じ。
- 15 前掲『維新史料綱要』2巻。第3巻。第4巻使用。
- 16 前注に同じ。
- 17 前掲『幕末維新史料集成』第5巻。p. 159。『続通信全覽』卷之167。編年之部/公使仏国往復書翰2・3月。
- 18 『横浜経営研究』Vol. 11, No. 2. p. 58 (136)。「クローデル大使引き留め運動起る。本国政府へ決議文送付」(朝日新聞=大正13年3月31日朝刊)。
- 19 前掲『幕末維新史料集成』第5巻。p. 226。
- 20 「The Japan Herald」1864年5月28日付け新聞 (No. 118号) (横浜開港資料館蔵) に「Mons. du Chesne de Bellecourt, et Servants」とある。
- 21 1870年11月10日発信。なお、この文はオランダ語から仏語に訳した翻訳の方を利用した。Monsieur le Consul Général, Les journaux nous annoncent qu'un petit nombre de Français établis en cette ville, se sont adressés au Gouvernement Français actuel pour demander votre remplacement. Nous ne connaissons pas les motifs de cette démarche; mais nous ne voulons pas nier que nous avons été stupéfaits autant que peinés à la nouvelle d'une tentative qui ne sera certes approuvée que par bien peu de personnes....).
- 22 拙稿「フランス大使ポール・クローデル (1868-1955) の日本における足跡」(『横浜経営研究』横浜国立大学経営学部経営学会。Vol XI. No. 2. 1990. pp. 60-61)。
- 23 フランス外務省資料。「Monsieur le Duc, Votre Excellence m'a fait l'honneur de m'informer, à la date du 17 mars, de ma nomination au poste de Quito.  
En remerciant Votre Excellence de la bienveillance qu'elle m'a témoigné en me rapprochant des positions hiérarchiques dont mes états de services font mention, je la prie d'être assuré que je m'efforcerai de mériter la continuation de cette bienveillance par mon zèle dans le nouveau poste qui m'est confié et où je me dispose à me rendre.
- Je suis avec respect,  
Monsieur le Duc,  
de Votre Excellence,
- le très humble et très  
obéissant serviteur  
Duchesne de Bellecourt  
Paris, 21 mars 1877  
à Son Excellence  
Monsieur le Duc De Cazes  
Ministre des Affaires Etrangères à Paris」
- 24 フランス外務省資料。「mis à la retraite le 29 avril 1880」。
- 25 フランス外務省資料。1992年の新版『日本外交史辞典』(山川出版社) ではデュシェーヌ・ド・ベルクールの没年は不明と書かれている。
- 26 セーヌ県文書資料館提供。  
(要旨) 1881年7月26日午前9時判、元特命全権公使、レジオン・ドヌール・コマンドール受章、パリ生まれ、ピエール・レミ・デュシェーヌ・ド・ベルクールとその妻ケリュ (名前不詳) 共に故人の子息で、23日午後9時半にブリデーヌ通り2番地の自宅において死去したギュスター・デュシェーヌ・ド・ベルクール (独身) の死亡証書。
- 17区役所助役、戸籍責任者アントアーヌ・レオン・フォントアノンにより証書が作成され、ピエール・ルブラスール (41歳、勤め人、パリ・ダーム通り51番地在住) とルイ・シャボン (53歳、勤め人、パリ・ヴァグラム通り26番地在住) による出生の申告に基づき証書作成朗読の後、全員による署名がなされた)
- 27 「Vous êtes prié d'assister aux Convoi, Service et Enterrement de: Monsieur Gustave Du Chesne de Bellecourt, Ministre Plénipotentiaire en Retraite, Commandeur de la Légion d'Honneur, de Ste Grégoire le Grand, etc. Grand Officier des Ordres de Tunis, de Siam, de Cambodge, etc. décédé muni Sacrements de l'Eglise, le 23 Juillet 1881, à l'âge de 64 ans, en son domicile, Rue Bridaine, 2; Qui se feront le Mardi 26 du courant à midi très précis, en l'Eglise Ste Marie des Batignolles, sa paroisse.  
On se réunira à la Maison mortuaire.  
De Profundis!
- De la part de Monsieur Paul Du Chesne de Bellecourt, 1er Secrétaire d'Ambassade, son frère.
- 28 デュシェーヌ・ド・ベルクールの墓はパリ20区のペール・ラシェーズ墓地の17区 (7e ligne chemin Labedoyère) にあったが、そこは崖の下でかなり分かりにくい。墓地管理事務所のレジス・ブロー氏 (Régis Braux, chargé des Affaires culturelles du Cimetière) の話では現在、この墓の管理者は不明とのことであった。今のところ子孫の存在は全くつかめていない。また、埋葬記録によると、遺体は7月26日となっている。この記録には他の家族のは記載されていない。セーヌ県墓地管理事務所の記録には「Le Conservateur du Cimetière de l'Est après s'être assuré que le versement rè-

lementaire a été dûment effectué, délivrera à Mr Duchesne de Bellecourt, demeurant 29, rue du Cherche-midi, un terrain de deux mètres superficiels, pour y fonder à perpétuité une sépulture de famille et y faire inhumer en premier lieu M

Duchesne de Bellecourt, décédé le 23 Juillet 1881.」と記載されている。

[にしほり あきら 横浜国立大学経営学部教授]